

# 箕面市立第二中学校 部活動に係る活動方針

平成31年(2019年)4月1日

## 1. 部活動の目的

部活動は、一つの文化活動あるいは運動活動を通じ、事故の特性を伸ばすとともに学年を超えた集団活動の中で互いの人間性を磨きあい、かつ親睦を深めることを目的とする。

## 2. 運営について

- (1) 毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 部活動指導者は顧問を含む複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

## 3. 休養日の設定について

- (1) 休養日は週2日以上設定する。なお、練習試合や大会等で、週2日以上の休養日が設定できない場合は、休養日を他の日(定期考査期間等を含む)に振り替える等、部ごとに年間で少なくとも104日以上休養日を設定する。
- (2) 週末の休養日に関しては、「部活動休養日の取り扱いについて」(平成30年3月6日付け箕子教第150号)を必ず遵守すること。
- (3) 1日の活動時間は、大阪府部活動の在り方に関する方針(平成31年2月)で「平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度」と示されていることを踏まえ、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行うよう努めることとする。

## 4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

## 5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 練習試合や大会等については、日程等を健康面(暑さ指数等)に十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。